

<基礎特訓>少年について

©2025sakurakosensei 転載・転売・流用禁止

<問題編>

	問 題	○×
1	「少年法」は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。	
2	「少年」とは、18歳に満たない者をいう。	
3	「特定少年」とは、罪を犯した16歳以上の者をいう。	
4	「犯罪少年」とは、12歳以上で犯罪を行った少年をいう。	
5	「触法少年」とは、18歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。	
6	「虞犯少年」とは、14歳未満で将来、罪を犯し、刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。	
7	審判は、公開される。	
8	少年院への収容年齢は、12歳以上である。	
9	保護処分とは、児童自立支援施設に送致された少年が審判を受け、児童自立支援施設から言い渡される処分をいう。	
10	非行の背景が福祉の問題である場合や、非行がそれほど深刻ではなく集団での矯正教育が適当と認められた場合は、専門里親に委託される。	
11	非行が進んでおり再犯の可能性が高い場合、刑務所へ送致する。	
12	保護司とは、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的には、民間のボランティア）である。	
13	犯罪少年と14歳以上の虞犯少年は家庭裁判所の審判を受ける。	
14	14歳未満の虞犯少年と触法少年は都道府県知事または児童相談所から家庭裁判所に送致されたときに限り家庭裁判所の審判を受ける可能性がある。	
15	「少年法」により、少年院は、第一種から第五種までと規定されている。	
16	少年院の第一種は、保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がない、第二種以外のおおむね16歳以上23歳未満のもの（次号に定める者を除く。）を収容する。	
17	少年院の第二種は、保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がないおおむね16歳以上23歳未満のものを収容する。	
18	少年院の第三種は、保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害があるおおむね12歳以上23歳未満のものを収容する。	
19	少年院の第四種は、少年刑務所において刑の執行を受ける者を収容する。	
20	少年院の第五種は、少年法第64条第1項第二号の保護処分の執行を受け、かつ、同法第66条第1項の規定による決定を受けた者を収容する。	

<解答編>

	問 題	○×
1	「少年法」は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。	○
2	「少年」とは、 18歳に満たない者 をいう。 20歳に満たない者	×
3	「特定少年」とは、 罪を犯した16歳以上の者 をいう。 罪を犯した18・19歳の者	×
4	「犯罪少年」とは、 12歳以上 で犯罪を行った少年をいう。 14歳以上	×
5	「触法少年」とは、 18歳未満 で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。 14歳未満	×
6	「虞犯少年」とは、 14歳未満 で将来、罪を犯し、刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。 18歳未満	×
7	審判は、 公開される 。 公開しない	×
8	少年院への収容年齢は、12歳以上である。	○
9	保護処分とは、 児童自立支援施設 に送致された少年が審判を受け、 児童自立支援施設 から言い渡される処分をいう。 家庭裁判所に送致された少年が審判を受け、家庭裁判から言い渡される処分	×
10	非行の背景が福祉の問題である場合や、非行がそれほど深刻ではなく集団での矯正教育が適当と認められた場合は、 専門里親 に委託される。 児童自立支援施設または児童養護施設への送致が行われる。	×
11	非行が進んでおり再犯の可能性が高い場合、 刑務所へ送致する 。 少年院へ送致する	×
12	保護司とは、 厚生労働大臣 から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的には、民間のボランティア）である。 法務大臣	×
13	犯罪少年と14歳以上の虞犯少年は家庭裁判所の審判を受ける。	○
14	14歳未満の虞犯少年と触法少年は都道府県知事または児童相談所から家庭裁判所に送致されたときに限り家庭裁判所の審判を受ける可能性がある。	○
15	「 少年法 」により、少年院は、第一種から第五種までと規定されている。 「少年院法」	×

16	少年院の第一種は、保護処分 of 執行を受ける者であって、心身に著しい障害がない、第二種以外のおおむね 16 歳以上 23 歳未満のもの を收容する。 12 歳以上 23 歳未満のもの	×
17	少年院の第二種は、保護処分 of 執行を受ける者であって、心身に著しい障害がない おおむね 16 歳以上 23 歳未満のもの を收容する。 犯罪的傾向が進んだおおむね 16 歳以上 23 歳未満のもの	×
18	少年院の第三種は、保護処分 of 執行を受ける者であって、心身に著しい障害がある おおむね 12 歳以上 23 歳未満のもの を收容する。 12 歳以上 26 歳未満のもの	×
19	少年院の第四種は、 少年刑務所 において刑の執行を受ける者を收容する。 少年院	×
20	少年院の第五種は、少年法第 64 条第 1 項第二号の保護処分 of 執行を受け、かつ、同法第 66 条第 1 項の規定による決定を受けた者を收容する。	○